

収 入
印 紙

契 約 書

1. 業 務 名 公用軽自動車賃貸借
2. 施行場所 福島県福島市中町8番2号 福島自治会館 2階
福島県後期高齢者医療広域連合事務局
3. 履行期間 自 令和 6年 4月18日
至 令和11年 6月30日
4. 契約金額 金____円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金____円也)
5. 契約保証金額 金____円也

上記業務について、発注者と受注者は、福島県後期高齢者医療広域連合契約約款の各条項並びに別紙仕様書に基づいて請負契約を締結する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、発注者と受注者それぞれ1通を保有する。

令和6年 4月18日

発注者 福島県福島市中町8番2号
福島県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 木 幡 浩 (印)

受注者 <住所>
<受注者名> (印)

福島県後期高齢者医療広域連合契約約款

(総則)

第1条 受注者は、発注者の示す仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）に従い、本契約を履行しなければならない。

2 仕様書等に明示されていないもので必要軽微なものについては、受注者は発注者の指示に従うものとする。なお、重大なものがあるときは、双方協議して定める。

3 受注者は、業務の実施に当たって知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。本契約が終了した後も同様とする。

(業務内容)

第2条 発注者が受注者に委託発注する業務の内容は、別紙仕様書の定めるところによる。

(権利義務等の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(検査)

第5条 発注者は、業務完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

2 受注者は、前項の検査に合格しないときは、仕様書に従い直ちに補修して発注者の検査を受けなければならない。また、これに要する経費は受注者の負担とする。

(支払)

第6条 発注者は、業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

(監督員)

第7条 発注者は、業務の実施について必要な連絡指導に当たる監督員の職氏名を受注者に書面で通知しなければならない。ただし、発注者が契約の履行について監督をする必要がないと認めたときは、この限りではない。

(臨機の処置)

第8条 発注者は、業務の実施に当たり緊急の措置を要すると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

2 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、必要があると認めるとき（緊急やむを得ない事情があるときを除く。）は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。

3 受注者は、前2項の規定により必要な処置をとったときは、その結果について遅滞なく発注者に報告しなければならない。

(調査等)

第9条 発注者は、受注者の業務の実施状況について随時に調査若しくは必要な報告を求め、又は業務の実施に関して必要な指示を受注者に与えることができる。

(損害の負担)

第10条 受注者は、この契約の履行に関し、その責めに帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責めを負う。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(遅延利息)

第11条 受注者の責めに帰する事由により、契約履行期間内に業務が完了しない場合は、発注者は、受注者に対して遅延利息の支払いを請求することができる。

2 前項の遅延利息の額は、履行期限の日の翌日から完了の日までの日数に応じ、頭書の契約金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく割合を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。以下この条において同じ。）とする。

3 発注者の責めに帰する事由により、第6条に規定する支払いが遅れた場合は、受注者は、発注者に対して遅延利息の支払いを請求することができる。

4 前項の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未受領金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく割合を乗じて得た額とする。

(契約の解除)

第12条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (2) 受注者の業務の実施が明らかに不適当と認められるとき。
- (3) 受注者がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 受注者が正当な理由がないのに業務に着手すべき時期を過ぎても、これに着手しないとき。

(5) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下項において同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(6) 暴力団（暴力団対策法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは関与していると認められるとき。

(9) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

(10) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第5号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(11) 第5号から第9号までのいずれかに該当するものを再委託契約その他の契約相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合、発注者は受注者に対し損害の賠償を請求することができる。また、当該解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害を賠償しない。

(談合による損害賠償)

第13条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、前条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、受注者はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当販売に当たる場合その他発注者が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、発注者が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、発注者は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

(契約内容の変更)

第14条 発注者は、必要があるときは本契約の内容を変更し、又は当該契約を一時中止若しくは打ち切ることができる。この場合における契約履行期間又は契約金額の変更については、双方協議の上決定する。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対し損害の賠償を請求することができる。なお、この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定めることができる。

(受注者請求による履行期限の延長)

第15条 受注者は、天変地異、不可抗力その他受注者の責めに帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完了させることができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその自由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長期限は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

(個人情報の保護に関すること)

第16条 受注者は、この契約により業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息を徴収することなく、これを承認するものとする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し生じた疑義については、双方協議の上決定する。

2 前項の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。